

誠和荘居宅介護支援事業所

居宅介護支援サービスの紹介

(重要事項説明書)

令和7年4月1日改訂

当荘は、介護保険の指定居宅介護支援事業所の指定を受けています。

(名古屋市指定 第2371600202)

◆◆ 目 次 ◆◆

1	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	事業の目的及び運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	営業日及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
6	通常の事業実施区域・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ・・・・・・・・	2
8	介護サービスを受けるにあたっての重要事項・・・・・・・・	3
9	居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容・・・・・・・・	3
10	居宅介護支援の利用・・・・・・・・・・・・・・・・	3
11	介護保険被保険者証の保管・・・・・・・・・・・・	3
12	事故が発生した場合の対応・・・・・・・・・・・・	4
13	個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
14	苦情等の申立先・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
15	虐待の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
16	感染症の予防及びまん延防止のための措置・・・・・・・・	5
17	業務の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
18	身体的拘束等の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 八起社
法人所在地	名古屋市天白区植田山二丁目 101 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 長谷川 弘之

2 事業所の概要

事業所名		誠和荘居宅介護支援事業所	
所在地		名古屋市天白区植田山二丁目１０１番地	
電話番号	０５２－７８１－２８５９	FAX番号	０５２－７８１－３０７８
所長		加藤 仁	
管理者（主任介護支援専門員）		篠 原 信 秀	

3 事業所の目的及び運営方針

事業所の目的	居宅介護支援事業は、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、さまざまな障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で自立した日常生活が送れますよう、お客様の心身の状態、また、ご家族の希望に応じた「居宅サービス計画」の作成などを行うものです。
事業所の運営方針	公正中立の概念を基に、高齢者ケアについての専門的な知識を生かして、ご利用いただく方の心身の状態や環境またはその特徴をよく踏まえた上で、行政その他の機関や介護保険関連施設等と密接な連携をとりながら、ご希望やご意向に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが提供できるよう最善を尽くします。

4 職員の配置状況

区分	専任	兼任	主な職務内容
所長	__名	1 名	代表・法人事業総括
管理者 兼 介護支援専門員	1 名	__名	居宅介護支援業務の総括・困難事例等 個々の介護支援専門員支援・事業所の体制管理・地域連携とコミュニティ確立支援
介護支援専門員	1 名	__名	ケアマネジメント業務企画調整・実施 給付管理・認定調査員業務

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日まで ただし、国民の祝日及び年末年始を除く
営業時間	午前 8 時 35 分～午後 5 時 20 分まで。但しお客様のニーズで夜間対応のため、週 1～2 回 1～2 時間程度、業務開始時間を遅らせることがあります。

6 通常の事業の実施区域

名古屋市域内

7 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

おおむね次の手順で進めさせていただきます。

- (1) お客様から居宅介護支援申し込み後、すぐにお客様宅を訪問（事前連絡で、ご了解を得ます。）を行い、ご自宅でのお客様の介護に関わる解決すべき課題を把握・分析して、ご本人とご家族様の希望される介護サービスを介護保険という国の制度の規定に基づき、また、名古屋市の福祉施策やNPO（非営利団体）の有償ボランティア等、お客様のニーズに合わせて活用し、適切な居宅介護支援に努めます。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者様、ご家族様に複数の指定居宅サービス事業所等を紹介いたします。

・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を利用者様、ご家族様に説明を行います。

・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）を利用者様、ご家族様に説明を行い、理解を得られるように努めます。

* 別紙③参照。



- (2) 上記、解決すべき課題やご家族の希望のために主治医や各サービス事業者と十分な協議を行います。（定時・必要時にサービス担当者会議を開催します。）

* サービス担当者会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）で開催する場合があります。ただし、利用者様、ご家族様が参加する場合はテレビ電話装置等の活用について該当利用者様、等の同意を得て行います。



- (3) 訪問結果や(2)の協議結果は記録に残しますが、業務上知り得た個人情報に関しては、守秘義務を励行します。↓

- (4) 上記(3)に基づき、適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。



- (5) 上記(4)に基づき、お客様に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票」を作成します。また、介護サービスを利用される際に、お客様がご負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」も

作成します。

(注) サービス利用票とサービス利用票別表は、あくまで計画段階のものです。実際の介護サービス提供については、お客様ご本人の体調異変、災害、サービス提供事業者における職務体制変更等に伴い、サービス変更あるいは中止となる場合もあります。

↓

(6) 必要に応じてサービスの変更調整を行います。

↓

(7) 各サービス提供業者のサービス提供確定に伴う介護保険給付管理を行い、愛知県国民健康保険団体連合会に提出します。

↓

(8) その他、介護保険認定申請代行・更新申請代行を行います。

↓

(9) 一人暮らしのお客様や多忙なご家族に代わり、高齢福祉関連の諸申請代行を行います。

8 介護サービスを受け入れるにあたっての重要事項

- (1) お客様にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。ご連絡がないと、お客様が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。
- (2) 介護保険被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの介護保険被保険者証に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

9 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、お客様のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談ください。

- (1) お客様のご依頼に基づき、区役所の窓口にて要介護認定の申請（新規・変更・更新）や居室サービス計画作成依頼届の提出を代行します。

ただし、代行にあたっては、手続き上、お客様の介護保険被保険者証をお預かりすることになります。

- (2) お客様のご依頼に基づき、介護保険指定の住宅改修、福祉用具購入における償還払いの費用申請代行を行います。

ただし、代行にあたっては、手続き上、お支払い明細書、領収書、その他必要書類をお預かりすることになります。

- (3) その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

10 居宅介護支援の利用料金

・利用料

要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額保険給付されますので、お客様のご負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来ない場合には、要介護度に応じて、1ヶ月当たり介護報酬と同額の利用料をご負担いただくことになります。

この場合、後日全額払い戻しを受けられる制度もあります。

(居宅介護支援利用料)

*別紙①を参照。

11 介護保険被保険者証の保管

介護保険被保険者証の紛失等でご不安のある方には、ご本人またはご家族の希望に応じ、預かり証を発行の上、介護保険被保険者証をお預かりし保管することができます。

12 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、お客様に事故が発生した場合には、速やかに区役所及びご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

13 個人情報の保護

詳細は別紙②参照

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たお客様やご家族の情報は、ご了解なしに外部に漏らすことはありません。なお、介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業者にお客様やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には、事前にご了解をいただきます。

14 苦情の申立先

お客様に提供した居宅介護支援に関する苦情及びサービス利用票（居宅サービス計画）に基づいて提供した介護サービスの苦情は、次のところまで遠慮なくご連絡ください。

当施設における苦情 受付	苦情受付担当者 誠和荘 福祉部長 伊藤 彰記 受付時間 午前8：35～午後5：20 (ただし、土、日、国民の祝日等を除く) 苦情受付方法 電話・FAX・面接 電話番号 052-781-2859 FAX番号 052-781-3078 ※ なお、直接第三者委員（中立・公平に調査を行う委員） に申し立て方法もあります。詳細については、お問い合わせ 下さい。
行政機関その他苦情 受付機関	① 天白区役所福祉部介護福祉課介護福祉係 所在地 天白区島田二丁目201番地 電話番号 052-807-3894 受付 原則として毎週月曜日～金曜日 8：45～17：15

	②愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 所 在 地 名古屋市東区白壁一丁目５０番地 電話番号 052-212-5515 受付 原則として、毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
	③愛知県国民健康保険団体連合会 （苦情内容は、介護保険サービスに関するものに限りします。） 所 在 地 名古屋市東区泉一丁目６番５号 電話番号 052-971-4165 受付 原則として、毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

１５ 虐待の予防について

事業所はご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています
- ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
虐待の防止に関する担当者 福祉部長 伊藤 彰記
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は。速やかに、これを市町村に通報します。

１６ 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は感染症の予防及びまん延防止のため、法人内設置の感染対策委員会と連携し定期的に委員会を開催します。感染対策マニュアル（指針）を整備し、従業員に周知徹底するとともに、研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施します。

１７ 業務の継続

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施・再開するために、業務継続計画を整備し、従業員に周知徹底するとともに、研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施します。また、業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更します。

18 身体拘束等の適正化

事業所は、身体拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととします
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

居宅介護支援の利用料金

別紙①

利用料金

(1)基本利用料			
利用者		要介護1・2	要介護3, 4, 5
保険料の滞納等	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
	あり	12, 000円	15, 591円

(2)加算・減算料金

初回加算 新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護認定区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。	3, 315円
入院時情報連携加算Ⅰ 利用者が病院又は診療所に入院した当日に病院又は診療所の職員に対して利用者の必要な情報を提供した場合。	2, 762円
入院時情報連携加算Ⅱ 利用者が病院又は診療所に入院してから2日以上3日以内に病院又は診療所の職員に対して利用者の必要な情報を提供している場合	2, 210円
退院・退所加算 (初回加算算定時は行わない) 病院・診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人保健施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院(所)し居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、病院等の職員と面談を行い利用者の情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成しサービス利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について居宅サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る)、区分に従い入院(所)期間中につき1回を限度として算定 (Ⅰ)イ: 病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている (Ⅰ)ロ: 病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンスにより1回受けている (Ⅱ)イ: 病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている (Ⅱ)ロ: 病院等の職員から利用者の情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けている (Ⅲ) 病院等の職員から利用者の情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けている	4, 972円 6, 630円 6, 630円 8, 287円 9, 945円
通院等情報連携加算 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 利用者1人につき1月に1回を限度	552円
緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、該当病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅に訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(月2回程度)	2, 210円

同一建物減算

指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。
要介護1～2 11,400円 要介護3～5 14,816円

料金については介護保険制度から全額給付されます。ただし保険料の滞納等により保険給付が直接事業所に支払われない場合は基本料金と一緒に頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村(保険者)の窓口に出しますと全額払い戻しを受けられます。

(3) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は頂きません。

(4) 解約料

利用者は契約を解約する事ができ、解約料は頂きません。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪 問 介 護	28.0%
通 所 介 護	53.0%
地域密着型通所介護	6.0%
福 祉 用 具 貸 与	60.0%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供された割合

訪問介護	ほっとサポート訪問介護事業所	52.0%
	天白区訪問介護事業所	43.0%
	あんしんネットワーク21 守山	1.0%
通所介護	デイサービスセンター誠和荘	73.0%
	八事苑デイサービスセンター	8.0%
	南山の郷デイサービスセンター	3.0%
地域密着型通所介護	わくわくデイカフェ	60.0%
	天白リハビリサポート	30.0%
	デイフィットネス りめいく	10.0%
福祉用具貸与	福祉サポート 中村営業所	50.0%
	株式会社 T O R I	20.0%
	アサヒサンクリーン福祉用具	6.0%

* 判定期間 令和6年9月1日～令和7年2月29日